

宮ご減第417号
令和5年12月15日

公益社団法人・全日本不動産協会栃木県本部
本部長 稲川 知法 様

宇都宮市長 佐藤 栄一
(環境部ごみ減量課扱)

集合住宅等入居者に対する
家庭系ごみの分別徹底に関する周知について (依頼)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市の清掃行政の推進につきまして、特段の御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本市では、家庭系ごみの減量化・資源化を推進するため、広報紙やホームページ等によりごみ分別の徹底などの周知・啓発に取り組んでおります。

つきましては、更なる周知の強化を図るため、貴協会の会員各位が提供している集合住宅等の入居者様に対して、別紙「資源物とごみの出し方・分け方3つのポイント!」をご活用いただきながら、ごみの分別や排出ルールの周知・啓発に、御配慮いただきますようお願い致します。

また、集合住宅等管理者のみなさまにおかれましては、ごみステーションの管理について、別紙「不動産管理者(占有者)の役割について」のとおり、役割が定められておりますことから、引き続き清潔の保持に努めていただきますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

◇同封資料

- ・資源物とごみの出し方・分け方3つのポイント! (A4版チラシ)
- ・電池類の出し方が4月から変わりました (A4版チラシ)
- ・不動産管理者(占有者)の役割について (別紙)

- ・ごみ分別の周知用として「概要版 資源物とごみの分け方・出し方 (概要版A3チラシ)」や冊子を窓口にて配布しております。
- ・市ホームページにおいて、外国語版A3チラシ8言語(英語・中国語・韓国語・タイ語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語)を掲載しておりますので周知用にご活用ください。
- ・また、市外からの転入者には、転入手続きの際、「資源物とごみの分け方・出し方」(冊子)をお渡ししております。

※チラシ等ご不明な点がございましたら、ご連絡ください。

問合せ先 〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5
宇都宮市 ごみ減量課 (3R推進グループ)
TEL632-2852・FAX632-3316